

半田商工会議所 女性起業家支援助成金

女性起業家を応援します！ はんだなごみ(和)サポート

半田商工会議所では、元女性会会員の榊原和子氏が寄贈された基金を基に、女性が自らの意思によって起業・創業し、自己実現を目指していくとともに、地域の経済的発展の支えとなる女性起業家を応援するため、「はんだなごみ(和)サポート」事業を実施します。

助成金額 100万円(上限)

*審査委員会による審議で決定します

第3回募集 令和8年11月2日(月)

～令和9年1月29日(金)

*令和9年2月下旬に対面審査、3月中旬に助成金交付式を予定しております。詳細日程については12月下旬に公表予定です。詳しくは半田商工会議所のHPをご覧ください。

ここがポイント！！

経済的な直接の支援により、商品・サービスの開発、販売促進等多様なコスト負担の軽減が図れます！！

起業後には・・・

*中小企業診断士・税理士等専門家による指導・助言を含む、商工会議所の伴走型支援が受けられ、全力でサポートします。

*商工会議所を通じて顔の見える安心のネットワークづくり・ビジネスパートナーの構築など支援をします。

榊原和子さんの想い

…半田を心から愛しています がんばる女性が好きです…

問い合わせ
申し込み

半田商工会議所 中小企業相談所
半田市銀座本町1-1-1 TEL0569-21-0311

第3回「はんだなごみ(和)サポート」 応募要領

支援対象者

女性起業家・創業家として今後の活躍が期待される個人・法人代表者

- ① 半田市内に事業所を設置し、起業するもの(創業したもの)
- ② 半田市内に在住し、知多半島地域内で事業所を設置し、起業するもの(創業したもの)

*** R7年11月以降に創業された方、R9年10月末日までに起業される方で、事業計画を策定し、その事業が継続して実施されるものとします。**

*** 半田商工会議所の会員に加入いただきます(開業届提出後)**
起業者:開業時に加入
創業者:申込時に加入
(ただし審査結果、採択の可否に関わらない)

*** 風俗関連業、金融業および暴力団等社会的に非難されるべき関係を有していると審査委員会が判断した場合、関係法令に違反、公序良俗に反する場合は対象になりません。**

助成内容

起業に要する(創業に要した)費用が50万円以上(税込み)のものとし、希望する助成金額は最高限度額100万円とする。

*** 審査委員会による審議で、減額、資金用途等の条件を付して交付する場合があります**

審査委員会

- ① 半田商工会議所内に「審査委員会」を設置します。
- ② 「審査委員会」は、中小企業診断士等専門家、金融機関、商工会議所女性会、商工会議所役員などで構成します。
- ③ **審査委員会においては、「事業計画性」「事業継続性」「地域との関わり」等の観点から審査します。**
- ④ 審査結果は書面にて通知し、選考理由や途中経過に関する問い合わせには応じません。

報告 & サポート会議

- ① 助成実行後から3年間、1年経過毎に報告書を提出していただきます。(毎年4月頃に依頼を行います)
- ② 『はんだなごみ(和)サポート会議』は、助成先企業(事業所)、専門家、商工会議所などで構成し、継続的な伴走型経営支援を行います。

詳しくは、半田商工会議所をお尋ねください

半田商工会議所 中小企業相談所
半田市銀座本町1-1-1 TEL0569-21-0311